埼玉県報

埼玉県発行

目　次

規　則

○埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（県立学校人事課）　一

告　示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（中央創造）　七

○特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部創造）　八

○　〃　（　〃　）　八

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（　〃　）　八

○予算の公表（財政課）　九

○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示（電子サービス推進室）　一九

○川越都市計画事業川島インターチェンジ（仮称）北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧（温暖化対策室）　二〇

○大規模小売店舗の新設に関する公示（商業支援課）　二〇

○　〃　（　〃　）　二一

○大規模小売店舗の変更に関する公示（商業支援課）　二一

○　〃　（　〃　）　二二

○　〃　（　〃　）　二三

○秦土地改良区の役員退任届（大里農林）　二三

○長井土地改良区の役員退任届（　〃　）　二三

○北河原土地改良区の役員退任届（加須農林）　二三

○本庄都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）　二四

○加須都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（　〃　）　二四

○　〃　（　〃　）　二四

○草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の立候補者の住所・氏名の公告（八潮新都市建設事務所）　二四

○草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない旨の公告（八潮新都市建設事務所）　二四

○新三郷浄水場監視制御システム更新工事に関する落札者等の公示（入札企画室）　二四

○開発行為に関する工事の完了公告（東松山県土）　二五

○開発行為に関する工事の完了公告（東松山県土）　二五

○選挙管理委員会の招集（選管委）　二五

正　誤

○埼玉県告示第千四百二十六号中訂正（社会福祉課）　二五

規　則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長　髙橋史郎

埼玉県教育委員会規則第三十七号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

名称	課程	学科	男・女の別	生徒定員				
				一年	二年	三年	四年	計
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	男	四〇	四〇	四〇	四〇	一、〇四〇
	定時制	普通科	男	四〇				
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	男	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇八〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立川越高等学校	全日制	普通科	男	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇四〇
	定時制	普通科	共		八〇	八〇	四〇	二〇〇
埼玉県立春日部高等学校	全日制	普通科	男	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇八〇
	定時制	普通科	共	八〇	八〇	八〇	八〇	三二〇
埼玉県立松山高等学校	全日制	普通科	男	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
		理数科	男	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立川口高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立浦和第一女子高等学校	全日制	普通科	女	三六〇	三六〇	三二〇		一、〇四〇
	定時制	普通科	女	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立熊谷女子高等学校	全日制	普通科	女	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇八〇
	定時制	普通科	女	四〇	四〇	四〇		一六〇
埼玉県立川越女子高等学校	全日制	普通科	女	三六〇	三六〇	三二〇		一、〇四〇
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	共					一二〇
		総合学科	共					七二〇
		電気システム科	共					一二〇
		情報メディア科	共					一二〇
		ものづくり科	共					一二〇
埼玉県立春日部女子高等学校	全日制	普通科	女	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
		外国語科	女	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立松山女子高等学校	全日制	普通科	女	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立深谷第一高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	二八〇		九二〇
埼玉県立鴻巣女子高等学校	全日制	普通科	女	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
		保育科	女	四〇	四〇	四〇		一二〇
		家政科	女	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	普通科	女		八〇	八〇		一六〇
		総合学科	共					一二〇
		社会福祉科	共		八〇	八〇		一六〇

名称	課程	学科	男・女の別	生徒定員				
				一年	二年	三年	四年	計
埼玉県立常盤高等学校	全日制	専攻科						
		看護科	共	八〇	八〇	八〇		
		看護専攻科	共	八〇	八〇			一六〇
埼玉県立浦和西高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇八〇
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科						
			共		三二〇	三二〇		六四〇
		外国語科						
			共		四〇	四〇		八〇
				四〇				三二〇
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立児玉高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二四〇	二四〇		六八〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇		一六〇
埼玉県立飯能高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二八〇	二四〇		七六〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立越ケ谷高等学校	全日制	普通科	共					九六〇
	定時制	普通科	共	八〇	八〇	八〇	八〇	三二〇
埼玉県立久喜高等学校	全日制	普通科	女	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立小川高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七六〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立秩父高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立大宮高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
		理数科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	共					三六〇
埼玉県立蕨高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九二〇
		外国語科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立草加高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	共	八〇	八〇	八〇		三二〇
	定時制	普通科	共				八〇	九六〇
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
		国際文化科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立菖蒲高等学校	全日制	普通科	共		一六〇	一六〇		三二〇
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
		理数科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	二八〇		九二〇
		外国語科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇

埼玉県立吉川高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立桶川高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	二〇〇	二〇〇		五六〇
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
		美術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	二〇〇	二〇〇		五六〇
埼玉県立福岡高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立蓮田高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三六〇	三二〇		一、〇〇〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共			一六〇		一六〇
								二四〇
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇八〇
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立北川辺高等学校	全日制	普通科	共		一六〇	一六〇		三二〇
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
		外国語科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立川越南高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇		一、〇八〇
埼玉県立熊谷西高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
		理数科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	二〇〇	二〇〇		五六〇
埼玉県立栗橋高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立草加南高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	一六〇		五六〇
		外国語科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	共					八四〇
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共		二〇〇	二〇〇		四〇〇
								二四〇
埼玉県立本庄北高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立川本高等学校	全日制	普通科	共		一六〇	一六〇		三二〇
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二四〇		八〇〇
		人文科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇

埼玉県立白岡高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二〇〇		六八〇
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立川口東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共					九六〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立入間高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立大井高等学校	全日制	普通科	共	一二〇	一六〇	一六〇		四四〇
		体育科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	共			一六〇		一六〇
								二四〇
埼玉県立鷲宮高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立川越西高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	三二〇	三二〇		九二〇
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	共					九六〇
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立越谷西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三六〇	三二〇		一、〇〇〇
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
		体育科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立南稜高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
		外国語科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立吹上高等学校	全日制	普通科	共		一六〇	一六〇		三二〇
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立幸手高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	二〇〇	二〇〇		五六〇
埼玉県立松伏高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
		音楽科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立大宮南高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三六〇	三二〇		一、〇〇〇
埼玉県立狭山清陵高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立越谷東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二四〇		八〇〇
埼玉県立宮代高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立浦和東高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立上尾橋高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立川越初雁高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二八〇		七六〇
埼玉県立入間向陽高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇

埼玉県立草加西高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立川口青陵高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立伊奈学園総合高等学校	全日制	普通科	共	八〇〇	八〇〇	八〇〇		二、四〇〇
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	共					一二〇
		音楽科	共					一二〇
		映像芸術科	共					一二〇
		舞台芸術科	共					一二〇
埼玉県立川越工業高等学校	全日制	繊維デザイン科	共		四〇	四〇		八〇
		デザイン科	共	四〇				四〇
		建築科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		化学技術科	共		八〇	八〇		一六〇
		化学科	共	八〇				八〇
	定時制	普通科	共					四〇
		工業技術科	共					三二〇
埼玉県立川口工業高等学校	全日制	機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電気科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		情報通信科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
	定時制	工業技術科	共					三二〇
埼玉県立浦和工業高等学校	全日制	電気科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		設備システム科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立狭山工業高等学校	全日制	機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電気科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電子機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立大宮工業高等学校	全日制	機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		建築科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電子機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
	定時制	工業技術科	共					三二〇
埼玉県立久喜工業高等学校	全日制	電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇

		工業化学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		環境科学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立春日部工業高等学校	全日制	機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		建築科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電気科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立熊谷工業高等学校	全日制	電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		建築科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		土木科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		情報技術科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立玉川工業高等学校	全日制	電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		建設技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立三郷工業技術高等学校	全日制	機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		電子機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報電子科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立深谷商業高等学校	全日制	商業科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
		会計科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
	定時制	商業科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
	専攻科	情報会計専攻科	共	四〇	四〇			八〇
埼玉県立幸手商業高等学校	全日制	商業科	共	一六〇	二〇〇	二〇〇		五六〇
	定時制	商業科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立岩槻商業高等学校	全日制	商業科	共	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立浦和商業高等学校	全日制	商業科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立大宮商業高等学校	全日制	商業科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇

	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
	定時制	商業科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立熊谷商業高等学校	全日制	商業科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立皆野高等学校	全日制	商業科	共	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
		情報処理科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立所沢商業高等学校	全日制	情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		国際流通科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		ビジネス会計科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立狭山経済高等学校	全日制	流通経済科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		会計科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立熊谷農業高等学校	全日制	食品科学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		生物生産工学科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		生活技術科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		生物生産技術科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立杉戸農業高等学校	全日制	生物生産技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		園芸科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		造園科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		食品流通科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		生活技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		生物生産工学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	共					七二〇
埼玉県立与野高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
		商業科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立鴻巣高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
		商業科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立所沢高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三六〇	三二〇		一、〇〇〇

	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立上尾高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
		商業科	共	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立寄居高等学校	全日制	普通科	共			一二〇		一二〇
		商業科	共			八〇		八〇
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	共					二四〇
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	三二〇	三二〇		九二〇
	定時制	普通科	共		四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立鳩山高等学校	全日制	普通科	共	一二〇	一六〇	一六〇		四四〇
		情報管理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立八潮南高等学校	全日制	普通科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		商業科	共	四〇	八〇	八〇		二〇〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二四〇	二〇〇		六四〇
		美術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		音楽科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		書道科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立和光国際高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
		外国語科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	共					九六〇
埼玉県立鳩ケ谷高等学校	全日制	普通科	共	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
		園芸デザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立秩父農工科学高等学校	全日制	農業科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		食品化学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		森林科学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		電子機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		電気科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		ライフデザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		フードデザイ	共	四〇	四〇	四〇		一二〇

		ン科						
	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
	専攻科	情報機械システム専攻科	共	二〇	二〇			四〇
埼玉県立いずみ高等学校	全日制	生物生産科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		生物サイエンス科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		生物資源化学科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		環境デザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		環境サイエンス科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		環境建設科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立児玉白楊高等学校	全日制	生物資源科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		環境デザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		電子機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立羽生実業高等学校	全日制	園芸科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		農業経済科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		商業科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		ビジネス会計科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報処理科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
埼玉県立新座総合技術高等学校	全日制	電子機械科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		デザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		国際ビジネス科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		服飾デザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		食物調理科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
	専攻科	デザイン専攻科	共	一五	一五			三〇
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制	電子機械科	共	八〇	八〇	八〇		二四〇
		情報技術科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		流通経済科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		情報処理科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		服飾デザイン科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
		食物調理科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	共					六四〇
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	共					九六〇
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	普通科	共		四〇	四〇	四〇	一二〇
		総合学科	共					二四〇
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	共					六、〇〇〇
	定時制	普通科	共					八〇〇

備考

一　単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

学校名	課程	学科	生徒定員
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	二、〇〇〇
	定時制	普通科	八〇〇
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	九六〇
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	七二〇
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	九六〇
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	一二〇
		総合学科	七二〇
		電気システム科	一二〇
		情報メディア科	一二〇
		ものづくり科	一二〇
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	六四〇
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	一、〇四〇
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	一二〇
		音楽科	一二〇
		映像芸術科	一二〇
		舞台芸術科	一二〇
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普通科	四〇
		工業技術科	三二〇

埼玉県立川口工業高等学校	定時制	工業技術科		三二〇
埼玉県立大宮工業高等学校	定時制	工業技術科		三二〇
埼玉県立越ケ谷高等学校	全日制	普通科		九六〇
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科		九六〇
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科		三六〇
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科		九六〇
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科		九六〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科		八四〇
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	福祉科	一二〇 八〇
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	外国語科	三二〇 四〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科		二四〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科		二四〇
埼玉県立鶴ケ島清風高等学校	全日制	普通科		二四〇
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科		二四〇
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科		二四〇

二　全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、国際文化コース、理数コース、体育コース、情報ビジネスコース、ビジネスコース又は情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

情報コース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立日高高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立川本高等学校	全日制		八〇	八〇	一六〇
埼玉県立上尾橋高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立本庄北高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立三郷高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

国際文化コース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立越谷東高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

理数コース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立与野高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

体育コース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立八潮高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立児玉高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

情報ビジネスコース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立北川辺高等学校	全日制		四〇	四〇	八〇
埼玉県立松伏高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇

ビジネスコース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立吹上高等学校	全日制		四〇	四〇	八〇

情報コミュニケーションコース

学校名	課程	生徒定員 一年	二年	三年	計
埼玉県立白岡高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇

三　保護者の転勤等に伴う転入学及び第十六条第四項にいう入学の生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告　示

埼玉県告示第千五百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総

務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十九年十月十八日

二　特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上尾市身体障害者福祉会

三　代表者の氏名

松本　悦子

四　主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市向山三丁目五一番地一四

五　定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く身体障害者に対して、文化やスポーツの交流による地域社会への参加と就労による自立を促し、日常生活支援と職業能力開発を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、身体障害者に対して機能の回復訓練と職業能力の開発を行い、就労による自立を促し、更に地域社会においては文化、スポーツ、ふれあい事業及び福祉に関する調査、研究事業を行う。

埼玉県告示第千五百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十九年十月十七日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもの郷

三　代表者の氏名

北山　末子

四　主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市内牧四千八百三十七番地鈴木方

五　定款に記載された目的

この法人は、必要とする全ての子どもたちに対し、多様な「遊び」を通して、子どもたち自身の成長を援け、福祉の増進、社会教育の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十九年十月十七日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人宮代町かえで児童クラブ

三　代表者の氏名

竹脇　真悟

四　主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町須賀大字千四百二十五番地一須賀中学校内

五　定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、放課後児童の健全育成の推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十九年十月十七日

二　特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ＳＨＩＲＡＯＫＡＫ’ｓフットボールクラブ

三　代表者の氏名
小島　哲広
四　主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津千八百十番地十三
五　定款に記載された目的
この法人は、幼児から高齢者まで主に地域の住民に対して、サッカークラブの運営や各種スポーツ競技会及び競技指導者等の活動を行い、サッカーを中心とした地域のスポーツ振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千五百四十三号

埼玉県議会平成十九年九月定例会において議決された平成十九年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）、平成十九年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）及び平成十九年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年

平成１９年度埼玉県一般会計補正予算（第１号）

平成１９年度埼玉県一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,711,103,296千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		6,581,258	△42,722	6,538,536
	2 負担金	6,355,483	△42,722	6,312,761
9 国庫支出金		146,951,654	△363,596	146,588,058
	2 国庫補助金	49,770,750	△372,167	49,398,583
	3 委託金	4,210,367	8,571	4,218,938
13 繰越金		383,287	1,076	384,363
	1 繰越金	383,287	1,076	384,363
14 諸収入		60,163,416	280,538	60,443,954
	4 受託事業収入	3,950,061	280,183	4,230,244
	7 雑入	7,184,904	355	7,185,259
15 県債		271,911,000	357,000	272,268,000
	1 県債	271,911,000	357,000	272,268,000
歳入合計		1,710,871,000	232,296	1,711,103,296

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		205,117,536	21,258	205,138,794
	1 社会福祉費	152,980,175	16,258	152,996,433
	2 児童福祉費	42,412,182	5,000	42,417,182
6 農林水産業費		29,746,035	47,307	29,793,342
	1 農業費	8,434,269	38,724	8,472,993
	2 蚕糸特産及び水産業費	670,420	4,501	674,921
	3 畜産業費	1,537,591	2,900	1,540,491
	4 林業費	4,219,193	1,182	4,220,375
8 土木費		174,886,456	163,731	175,050,187
	2 道路橋りょう費	71,015,930	0	71,015,930
	3 河川費	38,525,883	163,731	38,689,614
歳出合計		1,710,871,000	232,296	1,711,103,296

第２表　地方債補正

変　更　　（単位　千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独道路建設事業	23,085,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	23,600,000	（補正前に同じ。）		
電線地中化（道路）整備事業	353,000	同上	同上	同上	352,000	（同上）		
道路事業	6,021,000	同上	同上	同上	5,864,000	（同上）		

県単独河川改修事業	410,000	同上	同上	同上	377,000	（同上）	
河川事業	8,538,000	同上	同上	同上	8,549,000	（同上）	
河川等関連公共施設整備促進事業	223,000	同上	同上	同上	399,000	（同上）	
砂防事業	468,000	同上	同上	同上	314,000	（同上）	

平成１９年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　平成１９年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第２条　平成１９年度埼玉県地域整備事業会計予算第４条本文括弧書中「6,946,939千円」を「6,987,939千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

（単位　千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	7,946,940	41,000	7,987,940
第３項　建設準備費		41,000	41,000

平成１９年度埼玉県一般会計補正予算（第２号）

平成１９年度埼玉県一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,085,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,713,189,056千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加及び変更は、「第２表地方債補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		146,588,058	1,441,801	148,029,859
	2 国庫補助金	49,398,583	1,441,801	50,840,384
13 繰越金		384,363	38,959	423,322
	1 繰越金	384,363	38,959	423,322
15 県債		272,268,000	605,000	272,873,000
	1 県債	272,268,000	605,000	272,873,000
歳入合計		1,711,103,296	2,085,760	1,713,189,056

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		29,793,342	50,900	29,844,242
	4 林業費	4,220,375	50,900	4,271,275
8 土木費		175,050,187	384,000	175,434,187
	3 河川費	38,689,614	384,000	39,073,614
11 災害復旧費		89,920	1,650,860	1,740,780
	1 農林水産施設災害復旧費	9,500	574,860	584,360
	2 土木施設災害復旧費	80,420	1,076,000	1,156,420
歳出合計		1,711,103,296	2,085,760	1,713,189,056

第２表　地方債補正

追　加

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	117,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変　更

（単位　千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地すべり防止事業	129,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	144,000	（補正前に同じ。）		
砂防事業	314,000	同上	同上	同上	429,000	（同上）		
土木施設災害復旧事業	19,000	同上	同上	同上	377,000	（同上）		

埼玉県告示第千五百四十四号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第二十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上田清司

名称	条項
埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号）	第十三条第二項

埼玉県告示第千五百四十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、川島町から比企郡川島町の区域内において行われる川越都市計画事業川島インターチェンジ（仮称）北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　場所

埼玉県環境部温暖化対策課
埼玉県西部環境管理事務所
埼玉県東松山環境管理事務所
川越市環境政策課
東松山市環境保全課
坂戸市環境政策課
川島町都市整備課

二　期間

平成十九年十月二十六日（金）から同年十一月九日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

上高野ショッピングセンターA棟
幸手市大字上高野字本村前八百十二番外

ロ　大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者
三菱UFJリース株式会社　代表取締役　小幡尚孝
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コナカ　代表取締役　湖中謙介　他未定
神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百十七の一

ハ　大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年六月十六日

ニ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百八十七平方メートル

ホ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数
共用駐車場一～三　位置　図面省略　収容台数　一二九台
駐輪場の位置及び収容台数
共用駐輪場一～七　位置　図面省略　収容台数　一四八台
荷さばき施設の位置及び面積
荷捌き施設一　位置　図面省略　面積　一四二平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物保管施設一～四　位置　図面省略　容量　三二立方メートル

ヘ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前九時から午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
位置　図面省略　出入口　六箇所
荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後八時

ト　届出年月日

平成十九年十月十五日

二　縦覧期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

上高野ショッピングセンターB棟

幸手市大字上高野字本村前八百十二番外

ロ　大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ノモト　代表取締役　野本博之

春日部市備後東五丁目十七番一号

ハ　大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年六月十六日

ニ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千一平方メートル

ホ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

共用駐車場一～三　位置　図面省略　収容台数　一二九台

駐輪場の位置及び収容台数

共用駐輪場一～七　位置　図面省略　収容台数　一四八台

荷さばき施設の位置及び面積

荷捌き施設一　位置　図面省略　面積　九〇・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設一　位置　図面省略　容量　一八・九立方メートル

ヘ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置　図面省略　出入口　六箇所

荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後八時

ト　届出年月日

平成十九年十月十五日

二　縦覧期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口キャラ

川口市前川一の一の十一

ロ　変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ダイヤモンドシティ川口サイボーショッピングセンター

川口市前川一丁目一番地二十九号

（変更後）イオンモール川口キャラ

川口市前川一の一の十一

ハ　変更年月日

平成十九年九月二十二日

ニ　届出年月日

平成十九年十月四日

二　縦覧期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口グリーンシティ

川口市安行領根岸三千百八十

ロ　変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）川口グリーンシティ

（変更後）イオンモール川口グリーンシティ

ハ　変更年月日

平成十九年九月二十二日

ニ　届出年月日

平成十九年十月四日

二　縦覧期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマＮＥＷ久喜店

久喜市中央四丁目一一九九番一他

ロ　変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

ハ　変更年月日

平成十九年十一月十二日

ニ　届出年月日

平成十九年十月十二日

二　縦覧期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年十月二十六日から平成二十年二月二十六日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秦土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

職名	氏名	住所
理事	戸井田　邦　夫	熊谷市上須戸一四六九番地

埼玉県告示第千五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

職名	氏名	住所
理事	戸井田　邦　夫	熊谷市上須戸一四六九番地

埼玉県告示第千五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十月二十六日

職名	氏名	住所
理事	間宮朋納	行田市大字南河原二四八六番地

埼玉県知事　上田清司

埼玉県告示第千五百五十四号

本庄市から本庄都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上田清司

埼玉県告示第千五百五十五号

加須市から加須都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上田清司

埼玉県告示第千五百五十六号

騎西町から加須都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上田清司

埼玉県告示第千五百五十七号

平成十九年十一月四日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりであるので、同条第五項の規定により、公告する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上田清司

一　宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者

住所	氏名
八潮市八潮七丁目三十五番地十五	小倉孝義
八潮市大字大曽根三百四十八番地	昼間竹雄
八潮市大字垳四百三番地	小澤正美
八潮市大字垳三百八十一番地三	村上欣也
八潮市大字古新田三百十九番地一	岩﨑正守
八潮市八潮七丁目三十一番地三	大山勝示
八潮市大字浮塚百七十六番地十	家中富雄
八潮市大字垳百十五番地	鈴木留喜
八潮市大字垳四百五十五番地	小澤榮三
八潮市大字大曽根六百七十六番地	金子欣治
八潮市大字古新田三十二番地	初山繁雄

二　宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者

住所	氏名
八潮市大字古新田五百七十四番地二	三ヶ島義雄

埼玉県告示第千五百五十八号

平成十九年十一月四日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙については、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定による届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、同令第二十六条の規定により、投票を行わないものとし、公告する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県知事　上田清司

埼玉県公営企業告示第八号

ＷＴＯ政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者　今井大輔

1　落札に係る建設工事の名称
19新改第301号監視制御システム更新工事
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当
埼玉県三郷市南蓮沼1番地
3　落札者を決定した日
平成19年10月9日
4　落札者の氏名及び住所
株式会社正興電機製作所東京営業所
東京都千代田区東神田二丁目5番12号
5　落札金額
1,312,500,000円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　入札の公告を行った日
平成19年8月10日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長　谷口　建一

一　許可番号　平成十九年六月五日　第一九〇〇一四〇号

二　検査済証番号　平成十九年十月十八日　第一九〇一〇一号

三　開発区域に含まれる地域の名称　比企郡川島町大字平沼字新田前二六九の一部、二九七―一の一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名　川越市仙波町三―一八―一八　有限会社　クレヨン　取締役　吉田　浩明

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長　谷口　建一

一　許可番号　平成十九年九月二十五日　第一九〇〇七四〇号

二　検査済証番号　平成十九年十月二十二日　第一九〇一〇五号

三　開発区域に含まれる地域の名称　比企郡吉見町大字荒子字赤城六八四―一三、六八四―一五の一部、六八四―一六の一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名　東松山市箭弓町三丁目二〇―四　エルモソカーサ一〇二　岩崎　淳

埼玉県選管告示第百二十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年十月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長　髙篠　包

一　日時　平成十九年十月二十九日　午前十時

二　場所　埼玉県選挙管理委員会室

三　議題

イ　公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ　その他

正誤

埼玉県告示第千四百二十六号（平成十九年九月二十八日第千九百十四号）中訂正

ページ	表中	行	誤	正
四十九	指定年月日	前から十四	平成十九年七月一日	平成十九年五月一日

発行日　毎週火曜日・金曜日
購読料金　一年四万三千四百円（郵便料金を含む。）
発行者　埼玉県　さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号　〇四八―八二四―二一一一（代表）
埼玉県報ホームページアドレス　http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所　関東図書株式会社　さいたま市南区別所三―一―一〇　〇四八―八六二―二九〇一（代表）